

公売のお知らせ

差押不動産を公売します

市では、市税などの滞納処分のため差し押さえた財産（不動産）を公売します。買い受けを希望されるかたは、ぜひ入札に参加してください。

税務課特別滞納整理係 ☎(25)1136

市では、次のとおり入札方式で公売を行います。

公売財産・見積価格・公売保証金 公売財産F-2、公売財産F-3のとり

公売方法 入札方式（最も高い値段で入札されたかたを買い受け人としてします）

ところ 市民文化会館3階・中会議室（鳥羽市鳥羽三丁目8番3号）

とき 5月23日（火）

入札 午前10時10分～10時30分

開札 午前10時32分

売却決定 5月30日（火） 午前10時

買受代金納付期限 5月30日（火） 午前11時

必要なもの 入札に参加されるかたは、入札書が必要になります。公売日前日までに税務課で入札書と公売の説明書を受け取ってください。

注意事項

◆公売に関する説明を公売当日午前10時から公売場所で行いますので、必ず午前10時までにお越しください。

◆公売財産は、その現況などをあらかじめ確認して入札してください。

◆公売が中止になる場合がありますので、入札に参加されるかたは、「公売日の前日」に電話で確認の上、お越しください。くわしくは、税務課特別滞納整理係へ問い合わせてください。

公売とは

市が差し押さえた財産を滞納税に充てるため、広く不特定多数の買受希望者を募り、入札や競り売りの方法により売却することです。

公売では、買受後の返品が認められないほか、品質・機能について保障がないため、一般的に市場価格より低い見積価額が設定されています。

公売までのおおまかな流れ

税金を滞納すると、市は財産（土地・建物といった不動産、家電製品・自動車などの動産）を差し押さえ、その財産を公売するなどの滞納処分を行います。

督促

納期限までに完納されない場合、督促します。

財産調査・搜索

金融機関・勤務先・自宅などに対して調査を行います。

差し押さえ

財産調査や搜索により発見した財産を差し押さえます。

換価

差し押さえた財産を公売し、滞納税に充てます。

対象者

原則としてどなたでも参加できます。

※ただし、以下の者は除く。

- ・公売財産を所有する滞納者
- ・公売への参加を制限されているかた

インターネットでも参加できます

市役所の公売会場で行うほか、インターネット公売も行っています。

インターネット公売は、公売会場に出向かなくとも、公売に参加できます。

鳥羽市 不動産公売実績

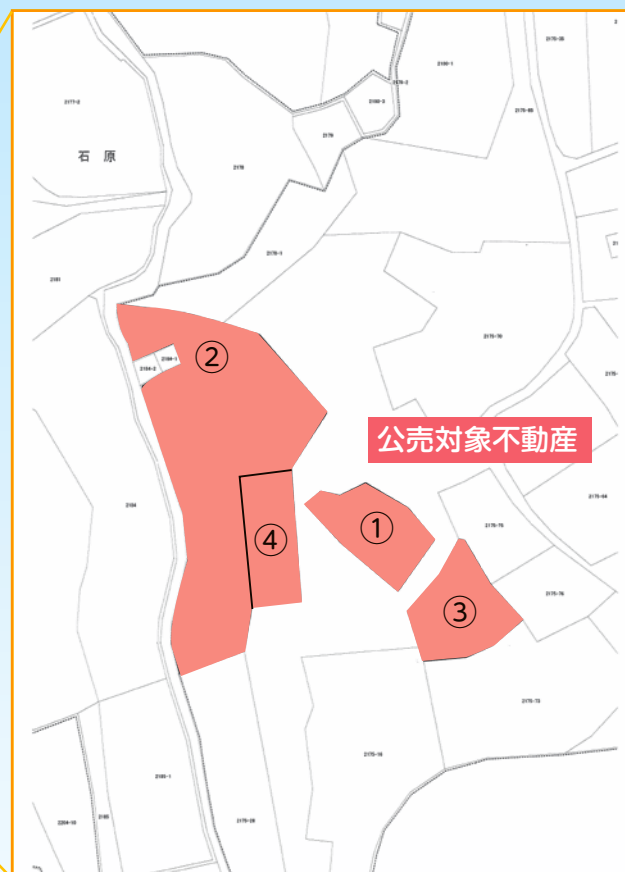
年度	売却数	滞納税充当額
19	1	238,000
20	4	8,064,500
21	3	1,860,900
22	4	5,218,000
23	3	6,728,705
24	6	3,279,700
25	3	657,612
26	2	787,299
27	1	730,200
28	3	1,162,600
合計	30	28,727,516

【公売財産F-2】

①	所在 地番	鳥羽市相差町字見張 2175番12	地目 地積	山林 670㎡
②	所在 地番	鳥羽市相差町字見張 2175番25	地目 地積	山林 3,387㎡
③	所在 地番	鳥羽市相差町字見張 2175番77	地目 地積	山林 731㎡
④	所在 地番	鳥羽市相差町字見張 2175番82	地目 地積	山林 614㎡

以上登記簿による表示

見積価額
660,000円
公売保証金
70,000円



【公売財産F-3】

所在 鳥羽市国崎町字大津 地目 山林
地番 622番4 地積 5,619㎡

以上登記簿による表示

見積価額
670,000円
公売保証金
70,000円

